

## 江戸時代の所得控除

平成18年度予算が成立し、国会では、法律改正案や新しい法案の審議に入っています。ところでその平成18年度の一般会計予算の総額は、79兆6860億円ですが、その財源となる税収はと言えば予算の6割、44兆円しかない。では足りない分はどうやって賄うのかというと、29兆9730億円の国債の売り上げ、つまり借金で賄うという形となっています。

補助金をできるだけ抑えろとか、公務員の給与を下げろとか、いろいろ財政対策を進めているわけですが、出費はなかなか減らない。特に、少子高齢化で、年金や医療費などの社会保障費がどんどん増える。そこで、消費税を上げたらかどうか、というような声が起こってくるわけです。

ところで、江戸時代の税は、農民にしか掛けられていなかったようです。その農民への課税の対象は、基本的にはお米でした。お米の他にも、大豆、もち米、藁、糠等の貢納、それに労役もあったようですが。

いずれにしても、基本はお米。そして税率は六公四民（後に五公五民）、つまり収穫したお米の6割は税として納めなければなりません。で、重要なのが、田んぼ一反（約990㎡）につき、どれだけお米が取れるか。藩や幕府が調べて（検地して）、収穫の良い田んぼを上田、中くらいが中田、そして下田と分けて課税率を決めました。この検地帳（名寄帳）を基に徴税したわけですが、原則、この検地帳は5～10年毎に改定されたそうです。

ところが凶作の年もある。それでも規定以上を取り立てる国定忠治の映画に出てくるような悪代官も中にはいたようですが、実際には、そのような年は実際に収穫量を調査して、税率を見直すというように、結構、融通を利かせていたということです。

元経企庁長官の堺屋太一氏が書かれた本で、次のような面白い話が紹介されています。

「徳川時代の米作検査は形式的には厳格であった。原則として村ごとに稲のためし刈りを行い、その実収を正確に予測する。だが、肝心の実際の段階では、村中で比較的出来の悪い田を選び、また、縦横1列ほどの稲を除いて田の面積を減らして計算する。その上、稲こきするとき、藁の方に多少の稲モミを残しておいたり、さらには、農民たちが幾分かモミをムシロの下に隠すチャンスを意識的に与えていた。その結果、実際の収穫高の6割ぐらしか米が取れなかったようにする。」

六公四民といっても、実際に取れた米の6割分にしか課税しなかったということ。つまり4割は“所得控除”して、6割分に6割の税を掛けたとすれば、結果的には3割6分（36%）の税率にしていた、というわけです。

だから、「江戸時代、農民はひえや粟ばかり食べていたと言うが、本当は、それは一部の水利の悪い地域あるいは離島だけだった。」と、堺屋氏は結論しています。